令和８年１０月２６日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年（ワ）第５０１号　著作権確認等請求事件（甲事件）

令和７年（ワ）第７０４０号　著作権確認等請求事件（乙事件）

口頭弁論終結日　令和８年８月２７日

判　　決

甲事件原告兼乙事件原告

上記訴訟代理人弁護士　檜　山　洋　子

同　辻　本　希世士

甲事件被告　合同会社ブロスワークス

代表者代表社員

甲事件被告

乙事件被告　株式会社ウルトラ・ヴァイヴ

代表者代表取締役

上記3名訴訟代理人弁護士　木　村　剛　大

同　平　塚　健士朗

同　浅　井　淳　子

主　　文

１　甲事件原告兼乙事件原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は、甲事件、乙事件とも甲事件原告兼乙事件原告の負担とする。

事実及び理由

第１　請求

１　甲事件

(1) 被告合同会社ブロスワークス（以下「被告会社ブロス」という。）は、甲事件原告兼乙事件原告（以下「原告」という。）に対し、原告が別紙著作物目録記載の楽曲についての著作権を有することを確認する。

(2)（主位的請求）

被告会社ブロス及び被告●●●●（以下「被告Ａ」という。）は、原告に対し、連帯して、１３３０万円並びにうち７６０万円に対する令和５年２月３日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員及びうち５７０万円に対する同年１２月１５日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

（予備的請求）

被告会社ブロス及び被告Ａは、原告に対し、連帯して、１１８３万７０５８円並びにうち８６０万８７７０円に対する令和５年２月３日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員及びうち３２２万８２８８円に対する同年１２月１５日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

２　乙事件

(1) 被告株式会社ウルトラ・ヴァイブ（以下「被告会社ウルトラ」という。）は、原告に対し、原告が別紙著作物目録記載の楽曲についての著作権を有することを確認する。

(2) 被告会社ウルトラは、原告に対し、３００万円及びこれに対する令和７年７月２５日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

１　本判決で用いる呼称（略語）

(1) 本件楽曲：別紙著作物目録記載の楽曲

(2) Ｂ：●●●●。生前、「ＢＡＳＩ」という筆名・芸名で作詞及び歌手活動をしていたアーティストであり、本件楽曲を創作した著作者である。

(3) 原契約：平成２４年１２月１日、平成２６年４月１日、平成３０年１２月１日、平成３１年４月１日、令和元年６月１日及び令和２年４月１日に、Ｂと被告会社ウルトラとの間で締結されたと被告らが主張する、本件楽曲の著作権をＢが被告会社ウルトラに対し譲渡する内容の著作権譲渡契約（乙３３ないし４５）の総称

(4) 本件合意：令和３年１月１日付けで、被告会社ブロス、被告会社ウルトラ及びＢとの間で成立したと被告らが主張する、楽曲「Ｆｕｎｋｙ　ｓａｕｃｅ　ｐｏｔ　ｆｅａｔ．韻シスト」に関する平成２４年１２月１日付け著作権譲渡契約及び原契約を令和２年１２月３１日をもって終了させることなどに関する合意（乙４５）

(5) 本件著作権譲渡契約：令和３年１月１日付けで、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの間で締結された、楽曲「Ｆｕｎｋｙ　ｓａｕｃｅ　ｐｏｔ　ｆｅａｔ．韻シスト」及び本件楽曲の著作権を譲渡する旨の著作権譲渡契約（甲４、乙２ないし１６）

(6) ＪＡＳＲＡＣ：一般社団法人日本音楽著作権協会。著作権者からの委託を受け、音楽著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配等の著作権管理事業を行っている。

(7) ＮｅｘＴｏｎｅ：株式会社ＮｅｘＴｏｎｅ。ＪＡＳＲＡＣ同様、音楽著作物の著作権管理事業を行っている。

２　事案の要旨

本件は、原告が、相続により本件楽曲の著作権をＢから包括的に承継したと主張して、被告らに対し、以下のとおり求めた事案である。

(1) 甲事件

被告会社ブロスに対し、原告が本件楽曲について著作権を有することの確認を求めるとともに、被告会社ブロス及び被告Ａに対し、不当利得返還請求として、連帯して、主位的に、令和３年１月から令和５年９月までの著作権

使用料相当額１３３０万円並びにうち７６０万円に対する同年２月３日（甲事件の訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金及びうち５７０万円に対する同年１２月１５日（訴え変更申立書送達の日の翌日）から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を、予備的に、令和３年１月から令和５年９月までの著作権使用料相当額１１８３万７０５８円並びにうち８６０万８７７０円に対する同年２月３日から支払済みまで上記割合による遅延損害金及びうち３２２万８２８８円に対する同年１２月１５日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を求めた（なお、原告は、訴え提起段階では被告Ａに対しても確認の訴えを提起していたが、その後、被告Ａに対する確認の訴えを取り下げた。）。

(2) 乙事件

被告会社ウルトラに対し、原告が本件楽曲について著作権を有することの確認を求めるとともに、不当利得返還請求として、令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料相当額（主位的に２６６０万円、予備的に１９３６万９７３２円）の一部請求として３００万円及びこれに対する令和７年７月２５日（乙事件の訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた。

３　前提事実（争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア　原告は、本件楽曲の著作者であるＢ（令和３年６月１４日死亡）の妻であり、相続人である。

イ　被告会社ブロスは、音楽、映像作品等の録音物、録画物の企画、制作、製造、販売、賃貸及び輸入、卸業務並びに放送・上映等を目的とする合同会社であり、被告Ａは、被告会社ブロスの代表社員である。

ウ　被告会社ウルトラは、音楽著作権の管理に関する業務等を目的とする株

式会社である。

(2) 著作物

Ｂは、本件楽曲の歌詞又は楽曲を創作した。本件楽曲のうち、別紙著作物目録記載１、１５、４９及び８２は、Ｂが作詞をしたものであり、その余は、Ｂが作詞及び作曲をしたものである（甲１の１及び２、４、１１ないし１５、乙３ないし１６）。

(3) Ｂと被告Ａによる独自の音楽ブランドの設立

ア　Ｂと被告Ａは、平成２２年に知人を通じて知り合った。

Ｂは、その当時、ヒップホップグループに属して活動していたものの、ソロ活動をしたいと考えており、他方、被告Ａは、平成２２年に大手レコード会社を退職後、インディーズで音楽コンテンツの制作・宣伝を行う自社ブランドを立ち上げようとしていたことから、両名は協働することとし、平成２３年に「ＢＡＳＩＣ　ＭＵＳＩＣ」を立ち上げた。（被告Ａ本人、乙１０１）

イ　Ｂと被告Ａは、平成２３年１０月、「ＢＡＳＩＣ　ＭＵＳＩＣ」から、「ＢＡＳＩ」名での初めてのソロアルバムを発売していたところ、被告会社ウルトラが、同アルバムの流通・販売を担当した。

Ｂと被告Ａは、平成２４年４月から令和元年６月にかけて複数枚のアルバムを制作し、発売した。

（以上につき、被告Ａ本人、乙１０１）

(4) 著作権譲渡契約

ア　平成３１年４月１日付け（乙３３ないし３８、４２ないし４４）及び令和元年６月１日付け（乙３９ないし４１）で、原契約の一部に係る契約書が作成されている。各契約書に存在するＢ名義の署名押印（Ｂ名義の署名及びＢの姓の印章による押印である。以下同じ。）が被告Ａの代筆・代印によるものであることについて当事者間に争いはないが、それがＢの意思

に基づくものであったか否かについて争いがある。

イ　令和３年１月１日付けで、被告会社ブロス、被告会社ウルトラ及びＢを契約当事者とする本件合意に係る「契約終了合意書」が作成されている。

上記合意書には、Ｂと被告会社ウルトラは、平成２４年１２月１日付けで締結した「Ｆｕｎｋｙ　ｓａｕｃｅ　ｐｏｔ　ｆｅａｔ．韻シスト」の著作権譲渡契約及び平成２６年４月１日から令和２年４月１日にかけて締結した本件楽曲（９２作品）の著作権譲渡契約（原契約）を、令和２年１２月３１日をもって終了させること（１項)、Ｂが被告会社ウルトラに譲渡した上記９３作品に関する著作権は、同日をもってＢに帰属するものとすること（２項)、平成２４年１２月１日付け著作権譲渡契約及び原契約に基づく著作権使用料の支払は、令和２年１２月３１日締めの計算期（令和３年２月支払）をもって終了とすること（３項)、Ｂは、上記９３作品に関してＢが保有する著作権を、令和３年１月１日付けで被告会社ブロスに譲渡し、更に同日付けで被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの間で、著作権譲渡契約を締結することに同意したこと（４項）が記載されている。

なお、上記合意書には、被告会社ウルトラの記名押印と、被告会社ブロス代表社員としての被告Ａの署名押印及びＢ名義の署名押印があるが、Ｂ名義の署名押印が被告Ａの代筆・代印によるものであることについて当事者間に争いはなく、それがＢの意思に基づくものであったかについて争いがある。

（以上につき、乙４５）

ウ　令和３年１月１日付け（上記イの書面と同日付け）で、被告会社ブロスから被告会社ウルトラに対し、本件楽曲を含む合計９３作品の著作権を譲渡する旨の本件著作権譲渡契約に係る複数の契約書が作成されている。

上記各契約書には、「私（Ｂ）は、本件著作物の著作者であること、及

び、その著作権を甲（被告会社ブロス）に正当に譲渡したことを乙（被告会社ウルトラ）に対して保証」する旨の記載と、著作者の欄に、Ｂ名義の署名押印があるが、この署名押印が被告Ａの代筆・代印によるものであることについて当事者間に争いはなく、それがＢの意思に基づくものであったか否かについて争いがある。

（以上につき、甲４、乙２ないし１６）

エ　Ｂが「ＢＡＳＩ」又はＢの名で作詞・作曲した、本件楽曲を含む作品の一部は、ＪＡＳＲＡＣに登録されている（甲１の１・２）。

Ｂは、平成２４年以降、被告会社ブロス又は被告会社ウルトラを介し、ＪＡＳＲＡＣ又はＮｅｘＴｏｎｅから著作権使用料の支払を受けていた。

(5) Ｂの死亡と原告による著作権の相続等

ア　Ｂは、令和３年６月１４日、死亡した。

イ　原告は、Ｂに関する遺産分割により、Ｂが行ったアーティスト活動により取得した著作権に関する権利一切を取得した（甲２）。

ウ　被告会社ウルトラは、ＪＡＳＲＡＣ及びＮｅｘＴｏｎｅから、本件楽曲の著作権使用料の支払を受けていたが、令和５年９月入金分以降、ＮｅｘＴｏｎｅから被告会社ウルトラに対する著作権使用料の支払は保留されている（乙１８ないし２５、２７ないし３１、４９ないし５３）。

エ　原告は、令和５年１月２０日、甲事件につき提訴し、令和７年７月７日、乙事件につき提訴した。

４　争点

(1) 確認の利益の有無（争点１）

(2) 原契約がＢの意思に基づくものか否か（争点２）

(3) 本件合意及び本件著作権譲渡契約がＢの意思に基づくものか否か（争点３）

(4) 利得額（争点４）

(5) 弁済の有無（争点５）

(6) 相殺（争点６）

第３　争点に対する当事者の主張

１　争点１（確認の利益の有無）について

【原告の主張】

(1) 原告の不安ないし危険は、被告会社ウルトラが、本件著作権譲渡契約に基づき原告が保有する著作権を承継したことを前提として、ＪＡＳＲＡＣとＮｅｘＴｏｎｅの複数の管理団体を通じ、９２曲ある本件楽曲につき、継続的に収益化しているという、現在進行中の構造にある。このような構造を抜本的に是正し、本件楽曲から生じる収益につき、ＪＡＳＲＡＣら複数の管理団体から被告への分配を一括して将来にわたって停止するためには、過去の不当利得返還請求のみでは不十分であり（方法選択の適否）、本件楽曲の著作権が原告に帰属するという現在の法律関係の確認請求を行うことが最適な手段である（対象選択の適否）。また、被告会社ウルトラは、被告会社ブロスから本件楽曲の著作権の譲渡を受けたことを前提として、本件楽曲の著作権に基づき、ＪＡＳＲＡＣらを通じて、本件楽曲の複製等から得られる収益の分配を受け続けているところ、確認請求が認容されれば、被告会社ウルトラは、ＪＡＳＲＡＣらから収益の分配を受ける基礎を失うことから、複数の管理団体において管理されている９２曲の本件楽曲につき、誤った分配・管理が直ちに是正される実務的効果が生じ、紛争の核心が即時に解消される（即時確定の利益）。したがって、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの関係で、確認の利益がある。

(2) なお、楽曲に係る著作権は、作詞に係る著作権と作曲に係る著作権とがあり、本件楽曲には、Ｂが作曲者ではない楽曲も含まれているが、本件楽曲について、著作権の支分権ごとに確認の利益を検討することは、訴訟経済及び紛争の実効的解決の観点から不当であり、本件著作権譲渡契約に基づき原告が本件楽曲の著作権を喪失したか否かという同一の基礎が問われる紛争を解

決するに際し、このような区別を行うことに合理性はないから、本件楽曲のすべてに関し、確認の利益がある。

【被告会社ブロス及び被告会社ウルトラの主張】

(1) 本件著作権譲渡契約により、被告会社ブロスは、Ｂから譲渡された本件楽曲の著作権を被告会社ウルトラに譲渡しているから、被告会社ブロスは、本件楽曲の著作権を有していない。本件楽曲の著作権の確認請求については、被告会社ブロスを相手方として判決を求めても、紛争の抜本的解決につながらず、被告会社ブロスとの関係で、確認の利益がない。

(2) また、本件楽曲に係る著作権の一部は、既に被告会社ウルトラからＪＡＳＲＡＣに対して信託譲渡され、ＪＡＳＲＡＣに帰属しているから、少なくとも本件楽曲に係る著作権のうちＪＡＳＲＡＣに信託譲渡された著作権については、被告会社ウルトラとの関係で、確認の利益がない。

(3) さらに、本件楽曲には、Ｂが作曲者ではない楽曲も含まれており、当該楽曲の作曲に係る著作権については、Ｂが権利者ではないから、原告も権利者ではない。したがって、原告の請求のうち、当該楽曲の作曲に係る著作権についても確認の利益がない。

２　争点２（原契約がＢの意思に基づくものか否か）について

【被告らの主張】

(1) Ｂと被告会社ウルトラは、平成２４年１２月１日から、両者の間で、Ｂが客演として参加した楽曲に関する原契約を締結し、Ｂから被告会社ウルトラに対し、当該楽曲に係る著作権を譲渡した（乙４５）。上記原契約が有効であることは、被告会社ウルトラからＢに当該楽曲の著作権使用料明細書が直接送付され、被告会社ウルトラからＢの銀行口座に著作権使用料が振り込まれ、支払われていたことから裏付けられている（乙５５ないし８３）。

(2) その後、Ｂ名義の楽曲数が増加し、その利用機会も拡大していったことから、著作権管理団体にＢ名義の楽曲の信託譲渡又は管理委託をして、著作権

使用料を得る機運が高まった。そして、令和元年６月に発売を予定していた新しいアルバム「切愛」のリリースを契機として、Ｂ、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラは、著作権契約書を作成して著作権管理団体へＢ名義の楽曲の信託譲渡又は管理委託を行うこととした。その後、Ｂ及び被告会社ウルトラは、Ｂ名義の楽曲についても著作権契約書を作成することとし、Ｂは、そのとおりに、被告会社ウルトラに対し、当該楽曲に係る著作権を譲渡した（乙３３ないし４４）。Ｂ名義の楽曲に関する原契約に係る著作権契約書（乙３３ないし４４）に記載されたＢ名義の署名押印は、いずれも、被告Ａが、あらかじめＢから権限の付与を受けて、Ｂの意思に基づいて代筆・代印したものであるから、上記各契約は、Ｂの意思に基づくものである。

このことは、Ｂ名義の楽曲についても、当該楽曲を著作権管理団体へ信託譲渡又は管理委託して以降は、被告会社ウルトラからＢに対して当該楽曲の著作権使用料が支払われていたこと、その振込金額は、いずれも該当期間の著作権使用料明細書の金額と完全に一致していることから明らかである（乙８４ないし８９）。

上記各著作権使用料の支払は、被告会社ウルトラからＢの銀行口座に振り込む方法によって支払われていたのであるから、Ｂ自身が、Ｂと被告会社ウルトラとの間で、客演曲及びＢ名義の楽曲の著作権が譲渡されていたことを認識していたはずであり、Ｂからそのことについて異議を唱えられたことは一度もないのであるから、原契約がＢの意思に基づくものであったことは明らかである。

【原告の主張】

(1) 客演曲に関する原契約については、契約書が証拠として提出されておらず、その内容を確認することができない。

(2) Ｂ名義の楽曲に関する原契約についても、各契約書（乙３３ないし４４）に記載されたＢ名義の署名押印は、Ｂが自ら署名押印したものではないし、

Ｂにおいて被告らが署名押印することを承諾したこともない。

Ｂは、被告会社ブロスが関与しない著作物については、自ら契約書に署名押印をして、著作権譲渡契約を締結しているところ（甲１０）、原契約に係る各契約書に記載されているＢの署名押印は、これと筆跡が全く異なり、被告Ａが偽造したものである。また、上記のとおり、Ｂは自ら契約書に署名押印していたのであるから、原契約の締結に関して被告Ａに包括的に権限を付与することはあり得ず、原契約に被告Ａが代筆・代印したＢ名義の署名押印は、いずれもＢの意思に基づくものではない。

(3) Ｂは、令和２年３月１３日に、被告Ａとの間で、Ｂの楽曲である「空音／相棒ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ」の権利処理に関してＬＩＮＥでやり取りをする中で、被告Ａが、Ｂ名義の印鑑を購入して、Ｂの住所と口座で、同曲の権利処理を行っておくことを承諾しているが、Ｂ名義の楽曲に関する原契約が締結されたのは、いずれも上記承諾より前の平成３１年４月１日であるから、上記承諾によって、Ｂ名義の楽曲に関する原契約を締結することについての権限が被告Ａに付与されていたと評価することはできない。

３　争点３（本件合意及び本件著作権譲渡契約がＢの意思に基づくものか否か）について

【被告らの主張】

(1) 本件合意に係る契約終了合意書（乙４５）及び本件著作権譲渡契約に係る著作権契約書（甲４、乙３ないし１６）にあるＢ名義の署名押印は、被告Ａが代筆・代印したものである。

被告Ａは、Ｂに代わって署名押印することについて、事前にＢに確認し、その旨の同意を得ており、被告ＡとＢとの間では、著作権に関する契約の署名押印について、日常的に同様の処理をしていた。例えば、Ｂは、令和２年３月１３日、被告Ａとの間で、Ｂの楽曲である「空音／相棒ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ」の権利処理に関してＬＩＮＥでやり取りをする中で、Ｂの楽曲の権利

処理について、被告ＡがＢ名義の印章により押印して対応することを承諾しており（乙１７）、Ｂと被告会社ブロスないし被告Ａとの間には、著作権管理団体へ楽曲を信託譲渡又は管理委託することに関して黙示の合意が成立していた。また、利益分配に関しては、被告会社ブロスとＢとの間で、折半とする旨、合意しており、実際、平成３１年２月７日の被告ＡとＢとのＬＩＮＥのやり取り（乙４６）を見ても、Ｂと他のアーティストとのコラボレーションの際に、Ｂは、被告Ａに対し、他の仕事と同じく、自らのマネージメントを被告会社ブロスに依頼し、「ライブも制作も客演もすべて●●さんと作って折半と考えています」と述べている。

したがって、本件合意に係る契約終了合意書及び本件著作権譲渡契約に係る著作権契約書にあるＢ名義の署名押印は、Ｂの意思に基いて行われたものといえる。

(2) そもそも本件合意及び本件著作権譲渡契約は、令和２年１１月頃、Ｂ自身から被告Ａに対し、著作権使用料の振込先が間違っているのではないかとの確認の連絡が入り、著作権使用料の振込先口座等が、原契約の当事者の意図するものとは異なっていたことをきっかけとして、会計計算期の区切りが良い令和２年１２月末日締めで原契約を終了する旨の契約終了合意書を作成し、新たに、Ｂから被告会社ブロスに、被告会社ブロスから被告会社ウルトラに、Ｂの楽曲の著作権を譲渡することとし、令和３年１月１日付けで成立させたものである。実際に、本件合意及び本件著作権譲渡契約の成立後、令和３年２月末支払分（令和２年１２月締め分）の著作権使用料からは、被告会社ウルトラから被告会社ブロスを経由してＢに支払われており、このようなＢの連絡を契機に送金元が変更となった事実をＢが認識していないはずはないから、送金元の変更という事実からも、本件合意及び本件著作権譲渡契約がＢの意思に基づくものであったことが裏付けられる。

(3) 本件著作権譲渡契約の内容をみても、Ｂの楽曲を著作権管理団体に管理し

てもらうことを目的としたものであり（各契約第６条）、Ｂは、これにより、楽曲を管理する手間がなく、かつ、より多くの著作権使用料を得ることができるようになるのであるから、一般的な業界慣習と比べてもＢに特段不利益になる契約ではない。仮に本件著作権譲渡契約が無効であるとすると、Ｂは、自らの楽曲を著作権管理団体へ信託譲渡又は管理委託せずに自ら管理していたことになり、具体的には、Ｂが自ら楽曲利用者との間で、個別に使用料の条件について協議して合意し、使用料を徴収するなどのやり取りを行っていたことになるが、そのような状況は音楽業界の慣習からみてもおよそあり得ない。加えて、Ｂが自ら楽曲を管理していたのであれば、著作権管理団体から著作権使用料が支払われるようなこともないことからも、Ｂが上記のように自らの楽曲を管理していたという客観的事実が存在しなかったことが明らかである。

(4) その他、Ｂは、令和元年１１月１日、被告Ａに、ＬＩＮＥで、Ｂの楽曲である「愛のままに」のカラオケによる著作権使用料に関して、「愛のままにカラオケとかもウルトラ計算に込められるのでしょうか？」と尋ね、当該楽曲の著作権を被告会社ウルトラに譲渡することを前提とするやり取りをしていることも（乙４８）、Ｂが、著作権譲渡の合意を行っていたことを理解し、これを承諾していたことをうかがわせる事情といえる。

(5) 以上によれば、本件合意及び本件著作権譲渡契約は、Ｂの意思に基づいて締結されたものである。

【原告の主張】

(1) 契約終了合意書（乙４５）及び本件著作権譲渡契約の各契約書（甲４、乙３から乙１６まで）に存在するＢ名義の署名押印は、Ｂの自筆によるものでもなければ、Ｂの意思に基づくものでもなく、被告Ａが偽造したものである。本件合意及び本件著作権譲渡契約はいずれもＢの意思に基づくものではない。

(2) Ｂが被告らに対して、本件楽曲すべてについて著作権を譲渡することを包

括的に承諾した事実はないし、令和２年３月１３日のＬＩＮＥのやり取り（乙１７）から、そのような権限付与の事実は読み取れない。

また、利益分配についても、平成３１年２月７日のＬＩＮＥのやり取り（乙４６）から読み取れるのは、他のアーティストとのコラボレーション企画に関して利益を折半することにとどまり、本件楽曲のすべてについて、著作権使用料を被告会社ブロスとＢとで折半するとの合意が成立していたことは裏付けられない。

(3) 令和元年１１月１日のＬＩＮＥのやり取り（乙４８）から読み取れるのは、Ｂの楽曲である「愛のままに」のカラオケ利用について、被告会社ウルトラに委託して著作権使用料を徴収してもらうことに限定される。それを超えて、本件楽曲の著作権の支分権に拡大して解釈することはできないから、上記ＬＩＮＥのやり取りから、Ｂから被告らに対する権限付与の事実は、裏付けられない。

(4) 被告らからＢに対して、金員が数回支払われた事実は確認できるものの、その明細は不明であり、その支払の事実をもって、本件楽曲に係る著作権がＢから被告会社ブロスを通じて被告会社ウルトラに譲渡された事実は、裏付けられない。

４　争点４（利得額）について

【原告の主張】

(1) 原告は、相続によりＢの本件楽曲に関する著作権一切を相続しているから、著作権使用料の全額の支払を受ける権利を有する。しかし、令和３年３月締め分から令和４年１２月締め分までの著作権使用料について検討すると、被告会社ブロスが、その半額に相当する７６０万円を支払ったのみで、被告会社ブロス及び被告Ｂは、その残額７６０万円を支払わずに留保している。また、上記２４か月分の著作権使用料の半額が７６０万円であるとすれば、令和５年１月分から同年９月分まで（９か月）の著作権使用料は５７０万円と

なるところ、被告らはこの金額も原告に支払っていない。被告会社ブロスは、これらの合計額である著作権使用料相当額として１３３０万円を不当に利得している。さらに、被告会社ウルトラも同様に、令和３年１月締め分から令和７年６月締め分までの著作権使用料相当額として２６６０万円を不当に利得している（主位的請求）。

(2) 被告会社ブロスは、令和３年３月締め分から令和４年１２月締め分までの著作権使用料として、被告会社ウルトラから合計８６０万８７７０円の支払を受けているところ、原告がＢの著作権を承継した以上、被告会社ブロスは何ら受領権限もないにもかかわらず、上記金額を不当に利得したことになる。また、上記２４か月分の金額を基にすると、被告会社ブロス及び被告Ａが令和５年１月分から同年９月分の著作権使用料として被告会社ウルトラから受領した金額は３２２万８２８８円を下らないが、この金額も原告に支払われていない。よって、被告会社ブロス及び被告Ａは、これらの合計額である著作権使用料相当額として１１８３万７０５８円を不当に利得している。被告会社ウルトラも同様に、令和３年１月締め分から令和７年６月締め分までの著作権使用料相当額として１９３６万９７３２円を不当に利得している（予備的請求）。

【被告会社ブロスの主張】

(1) 主位的請求に関し、原告は、被告会社ブロスが支払った合計７６０万円が本件楽曲使用料の金額であることを前提としているが、誤りである。被告会社ブロスは、上記金額を著作権使用料に充当する趣旨で支払ったが、同金額がそのまま著作権使用料の金額であるものではなく、実際の著作権使用料は、著作権使用料明細書（乙１８ないし２５）記載の金額である。

(2) 予備的請求に関し、令和５年３月締め分から令和７年６月締め分までの著作権使用料は、著作権使用料明細書（乙２７ないし３１、４９ないし５３）に記載のとおりであり、原告の請求はその前提を誤っている。

【被告Ａの主張】

被告Ａは、そもそも著作権使用料を受領する立場になく、実際にも受領していないから、被告Ａに「利得」はない。

【被告会社ウルトラの主張】

令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料については、被告会社ブロスが既に本件楽曲に関する著作権使用料に充当する趣旨で合計７６０万円を弁済していること、又は後記６の被告会社ブロスの不当利得返還請求権若しくは報酬請求権との相殺によって、未払債務は消滅しているから、原告には、被告会社ウルトラに対する本件楽曲に関する著作権使用料の未払分に相当する利得返還請求権はない。また、原告の申入れにより、ＮｅｘＴｏｎｅから被告会社ウルトラに対する著作権使用料の支払は、令和５年９月入金分以降、保留されている。

５　争点５（弁済の有無）について

【被告会社ブロスの主張】

被告会社ブロスは、令和３年７月２６日から令和４年２月１日にかけて、合計７６０万円を支払っており、この支払の趣旨は、本件楽曲の著作権使用料として、被告会社ブロスが原告に対し、将来発生する分も含めて前払いをしたものである。したがって、令和３年１月から令和５年９月までの期間について、被告会社ブロスに対する著作権使用料相当額の請求権は、弁済により消滅している。

【原告の主張】

争う。

６　争点６（相殺）について

【被告会社ブロスの主張】

(1) 被告会社ブロスは、原告に対し、本件楽曲の著作権使用料に充当する趣旨で合計７６０万円を支払っているところ（乙２６）、仮に原告に本件楽曲の

著作権が帰属し、原告の請求が認容される場合には、被告会社ブロスの原告に対する不当利得返還請求権と対当額による相殺を主張する。

(2) 被告会社ブロスは、Ｂの楽曲に関して、原盤制作や音源の販売等を行ってきた。仮に原告が主張するように著作権使用料のすべてを原告が受領するとすれば、被告会社ブロスは無報酬で上記業務を行ったことになるから、被告会社ブロスは、Ｂ及びその相続人である原告に対し、当該業務に係る報酬請求権（商法５１２条）と、その対当額で相殺する。

【原告の主張】

争う。

第４　当裁判所の判断

１　認定事実

前記前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 客演曲に関する原契約の成立と著作権使用料の支払

ア　被告Ａは、平成２４年１２月１日、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、Ｂが客演として参加した楽曲（Ｆｕｎｋｙ　ｓａｕｃｅ　ｐｏｔ（副題：ｆｅａｔ．韻シスト））の著作権をＢから被告会社ウルトラに譲渡する内容の著作権譲渡契約を締結した（前提事実(4)ア、乙４５、弁論の全趣旨）。

イ　被告会社ウルトラは、平成２５年７月頃から平成２６年１０月頃にかけて、Ｂに対し、３か月に１回の頻度で、平成２５年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分、平成２６年３月締め分、同年６月締め分、同年９月締め分の各著作権使用料明細書記載の金額をＢ名義の口座に振り込む方法により、上記アの楽曲に関する著作権使用料を支払った。

各著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記アの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙５５ないし６０）

ウ　被告Aは、平成２６年４月１日、Bの名において、被告会社ウルトラとの間で、Bが客演として参加した楽曲（Ｂｕｔｔｅｒｆｌｙ　Ｌａｄｙ（副題：ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ））の著作権をBから被告会社ウルトラに譲渡する内容の著作権譲渡契約を締結した（前提事実(4)ア、乙４５、弁論の全趣旨）。

エ　被告会社ウルトラは、平成２７年１月頃から平成３１年４月頃にかけて、Bに対し、３か月に１回の頻度で、平成２６年１２月締め分、平成２７年３月締め分、同年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分、平成２８年３月締め分、同年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分、平成２９年３月締め分、同年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分、平成３０年３月締め分、同年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分、平成３１年３月締め分の各著作権使用料明細書記載の金額をB名義の口座に振り込む方法により、上記ア及びウの楽曲に関する著作権使用料を支払った。

各著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記ア及びウの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙６１ないし７８、８２）

オ　被告Aは、平成３０年１２月１日、Bの名において、被告会社ウルトラとの間で、Bが客演として参加した楽曲（Ｉ．Ｄ．Ｎ）の著作権をBから被告会社ウルトラに譲渡する内容の著作権譲渡契約を締結した（前提事実(4)ア、乙４５、弁論の全趣旨）。

カ　被告会社ウルトラは、令和元年７月頃から令和２年１月頃にかけて、Bに対し、３か月に１回の頻度で、令和元年６月締め分、同年９月締め分、同年１２月締め分の各著作権使用料明細書記載の金額をB名義の口座に振り込む方法により、上記ア、ウ及びオの楽曲に関する著作権使用料を支払

った。

各著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記ア、ウ及びオの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙７９ないし８１、８３）

(2) Ｂ名義の楽曲に関する原契約の成立と著作権使用料の支払

ア　Ｂは、平成３１年２月７日、被告Ａとの間で、他のアーティストである「Ｒｕｄｅ－α」とのコラボ企画に関してＬＩＮＥでやり取りする中で、被告Ａに対し、「ルードの件ですが、本人同士でスタートしてますが、他の仕事と同じく、僕のマネージメントお願いします。ライブも制作も客演もすべて●●さんと作って折半と考えてます。」と伝え、被告Ａは「Ｒｕｄｅの件、了解です！」と返答した（乙４６、弁論の全趣旨）。

イ　被告Ａは、平成３１年４月１日、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、Ｂ名義の楽曲（スワロウ他１１曲、Ｖｏｉｃｅｒａｔｉｏｎ他１２曲、Ｗｅｄｎｅｓｄａｙ他１２曲、Ｇｏ　ｔｏ　Ｍｅｌｌｏｗ他１３曲、ｒｅｌａｘ他１４曲、Ｙｕｄａｃｈｉ他６曲、笑み（副題：ｆｅａｔ．ＥＶＩＳＢＥＡＴＳ）、ＳＩＮＧ　ＡＬＯＮＧ及びＰＥＰＰＥＲＭＩＮＴ）の著作権をＢから被告会社ウルトラに譲渡する内容の複数の著作権譲渡契約を締結した。

上記各契約の１１条には、著作権使用料の計算及び支払に関し、被告会社ウルトラは、毎年３月、６月、９月、１２月の年４回、各月末日をこの契約に関する会計計算締切日と定め、当日までに同契約１０条に定められたところに従って発生した著作権使用料について同契約の諸条項に基づいて分配の計算を行い、各締切日後６０日以内に計算明細を記した文書をＢの指定する住所等に送付若しくは電磁的記録送信先に送信し又はネットワーク上での閲覧及びダウンロードを可能にし、著作権使用料をＢの指定する銀行口座への振込みをもって支払うものとすることが定められていた。

そして、被告Ａは、上記各契約の契約書に、Ｂ名義の署名押印をした。

（以上につき、前提事実(4)ア、乙３３ないし３８、４２ないし４５）

ウ　被告Ａは、令和元年６月１日、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、Ｂ名義の楽曲（ｍｙｓｅｌｆ他４曲、夕暮れ（副題：ｆｅａｔ．ＨＡＮＧ）他５曲及びこれだけで十分なのに（ＢＡＳＩ　ＲＥＭＩＸ））の著作権をＢから被告会社ウルトラに譲渡する旨の著作権譲渡契約を締結した。

上記各契約の１１条には、著作権使用料の計算及び支払に関し、上記イの契約と同じ内容が定められていた。被告Ａは、上記各契約の契約書に、Ｂ名義の署名押印をした。

（以上につき、前提事実(4)ア、乙３９ないし４１、４５）

エ　Ｂは、令和元年１１月１日、被告Ａとの間で、Ｂの楽曲である「愛のままに」のカラオケによる著作権使用料に関してＬＩＮＥでやり取りをする中で、被告Ａに「愛のままにカラオケとかもウルトラ計算に込められるのでしょうか？」と尋ね、被告Ａから「カラオケに関しては、著作権団体を今回からウルトラ関連会社に委託したので、その辺りは徴収してもらうようにしています。そのほかに媒体での仕様（ママ）も徴収してもらいます。」との回答を受け、「なるほど。了解しました！説明ありがとうございます！」と返答し、上記楽曲のカラオケによる著作権使用料に関して、著作権管理団体から被告会社ウルトラに著作権使用料が入る予定であることを了承した（乙４８）。

オ　Ｂは、令和２年３月１３日、被告Ａとの間で、Ｂの楽曲である「空音／相棒ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ」の権利処理に関してＬＩＮＥでやり取りをする中で、被告Ａが「空音の権利処理はＢＡＳＩくんの住所と口座でやっておきます」と述べたのに対し、「あ、いいんですか？？ありがとうございます　印鑑いるんじゃないですか？」と述べ、これに対して、被告ＡからＢ

の姓の印章を購入して捺印しておく旨伝えられると、「了解しました　でわよろしくお願いします」と述べて、Ｂの楽曲の権利処理について、被告ＡがＢに代わって、Ｂ名義の印章を用いて押印することを了承した。

なお、上記楽曲の著作権管理に携わる音楽出版社は、被告会社ウルトラとは異なる法人である。

（以上につき、乙１７、弁論の全趣旨）

カ　被告Ａは、令和２年４月１日、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、Ｂ名義の楽曲（Ｓｈｕｒｅ）の著作権をＢから被告会社ウルトラに譲渡する内容の著作権譲渡契約を締結した（前提事実(4)ア、乙４５）。

キ　被告会社ウルトラは、令和２年５月頃、Ｂに対し、令和２年３月締め分の著作権使用料明細書記載の金額をＢ名義の口座に振り込む方法により、上記(1)ア、ウ、オ及び上記イの楽曲に関する著作権使用料を支払った。

著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記(1)ア、ウ、オ及び上記イの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙８４、８７）

ク　被告会社ウルトラは、令和２年８月頃から同年１１月頃にかけて、Ｂに対し、令和２年６月締め分、同年９月締め分の各著作権使用料明細書記載の金額をＢ名義の口座に振り込む方法により、上記(1)ア、ウ、オ、上記イ及びウの楽曲に関する著作権使用料を支払った。

著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記(1)ア、ウ、オ、上記イ及びウの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙８５、８６、８８、８９）

(3) 本件合意及び本件著作権譲渡契約の成立と著作権使用料の支払

ア　Ｂは、令和２年１１月頃、被告Ａに対し、著作権使用料の振込先等が間違っているのではないかという趣旨の確認の連絡をした。被告Ａは、その連絡を契機として、著作権使用料の振込先等が原契約の当事者の意図

するものと異なっていたことから、契約を締結し直すこととした（被告Ａ本人、乙５４、１０１、１２０、弁論の全趣旨)。

イ　被告Ａは、令和３年１月１日、Ｂの名において、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの間で、令和２年１２月３１日をもって原契約を終了させ、同日をもってＢが被告会社ウルトラに譲渡した本件楽曲を含む合計９３作品に関する著作権をＢに帰属させ、原契約に基づく著作権使用料の支払は令和２年１２月締め分をもって終了させるとともに、Ｂは、同９３作品の著作権を令和３年１月１日付けで被告会社ブロスに譲渡し、更に同日付けで被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの間で著作権譲渡契約を締結することに同意する旨の本件合意をした。

本件合意に係る契約終了合意書には、被告ＡがＢ名義の署名押印をした。

（以上につき、前提事実(4)イ、乙４５）

ウ　被告会社ブロスは、令和３年１月１日、本件合意を前提として、被告会社ウルトラに対し、本件楽曲を含む合計９３作品の著作権を譲渡する旨の本件著作権譲渡契約を締結した。

本件著作権譲渡契約には、著作権使用料の計算及び支払に関し、被告会社ウルトラは、毎年３月、６月、９月、１２月の年４回、Ｂに対して、明細書をＢに送付又は送信等するとともに著作権使用料を支払うものとする、原契約と同内容の規定（１１条）があるほか、各契約書の末尾には、Ｂが、被告会社ウルトラに対し、本件著作物の著作者として、その著作権を被告会社ブロスに譲渡したことを保証する旨の文言が存在する。そして、本件著作権譲渡契約の各契約書には、被告ＡがＢ名義の署名押印をした。

（以上につき、前提事実(4)ウ、甲４、乙２ないし１６）

エ　被告会社ウルトラは、令和３年２月頃、被告会社ブロスに対し、令和２年１２月締め分の著作権使用料明細書（乙９１）記載の金額を被告会社

ブロス名義の口座に振り込む方法により、上記(1)ア、ウ、オ、上記(2)イ及びウの楽曲に関する著作権使用料（１０８万７４５５円）を支払った。

著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、上記(1)ア、ウ、オ、上記(2)イ及びウの楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙９０、９１）

オ　被告会社ウルトラは、令和３年５月頃から同年８月頃にかけて、被告会社ブロスに対し、令和３年３月締め分、同年６月締め分の各著作権使用料明細書記載の金額を被告会社ブロス名義の口座に振り込む方法により、本件楽曲に関する著作権使用料を支払った。

各著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、本件楽曲の楽曲名が記載されていた。

（以上につき、乙１８、１９）

(4) Ｂの死亡後の著作権使用料の支払

ア　Ｂは、令和３年６月１４日、死亡した（前提事実(5)ア）。

イ　被告会社ブロスは、令和３年７月２６日から令和４年２月１日までの間に、原告に対し、以下のとおり、合計７６０万円を支払った（乙２６）。

令和３年　７月２６日　　１００万円
令和３年　８月３１日　　１００万円
令和３年１０月　１日　　１００万円
令和３年１１月　２日　　１００万円
令和３年１１月３０日　　１２０万円
令和３年１２月３０日　　１２０万円
令和４年　２月　１日　　１２０万円

ウ　被告会社ウルトラは、ＪＡＳＲＡＣ又はＮｅｘＴｏｎｅから、令和３年１月から令和７年６月までの本件楽曲の著作権使用料を受領した（なお、

令和５年９月締め分以降は、ＮｅｘＴｏｎｅからの入金はされていない。）。

上記期間の著作権使用料明細書において、本件楽曲の著作権使用料に関して被告会社ウルトラが支払うべき金額として記載されているのは、令和３年３月締め分ないし令和５年３月締め分については「今期支払額」欄記載の金額、及び同年６月締め分ないし令和７年６月締め分については「今期発生額」の合計欄に記載の金額であり、それぞれの金額は、以下のとおりであって、その合計は１０４４万８１１５円である。なお、令和５年９月締め分以降の金額が、同年６月締め分以前の金額より少なくなっているのは、上記のとおり、同年９月締め分以降、被告会社ウルトラがＮｅｘＴｏｎｅからの入金を受けていないことによるものである。（乙１８ないし３１、４９ないし５３）

令和３年３月締め分（同年１月ないし同年３月分）１１６万５１５４円
同年６月締め分（同年４月ないし同年６月分）１１４万４３４３円
同年９月締め分（同年７月ないし同年９月分）１２１万４５４０円
同年１２月締め分（同年１０月ないし同年１２月分）１０５万７１７０円
令和４年３月締め分（同年１月ないし同年３月分）１０２万８００５円
同年６月締め分（同年４月ないし同年６月分）１０４万６０７３円
同年９月締め分（同年７月ないし同年９月分）９８万２８３１円
同年１２月締め分（同年１０月ないし同年１２月分）９６万９６５４円
令和５年３月締め分（同年１月ないし同年３月分）８８万６２７１円
同年６月締め分（同年４月ないし同年６月分）７７万５７４７円
同年９月締め分（同年７月ないし同年９月分）２万３００９円
同年１２月締め分（同年１０月ないし同年１２月分）１万３７４７円
令和６年３月締め分（同年１月ないし同年３月分）２万３６４５円
同年６月締め分（同年４月ないし同年６月分）２万２８０９円

同年９月締め分（同年７月ないし同年９月分）３万９４２４円

同年１２月締め分（同年１０月ないし同年１２月分）２万８６３２円

令和７年３月締め分（同年１月ないし同年３月分）１万０１１０円

同年６月締め分（同年４月ないし同年６月分）１万６９５１円

各著作権使用料明細書には、著作権使用料に係る楽曲名称として、本件楽曲の楽曲名が記載されていた。

２　争点１（確認の利益）について

原告は、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラに対し、原告が本件楽曲の著作権を有することの確認を求めている。これに対し、上記両被告は、原告による上記内容の確認の訴えには訴えの利益が認められないと主張しているところ、その主張は、要するに、①　被告会社ブロスが、原告から本件楽曲の著作権を譲り受けたことを前提としつつ、現在、被告会社ブロスは被告会社ウルトラに、被告会社ウルトラはＪＡＳＲＡＣに、同著作権を譲渡ないし信託譲渡したことから、少なくとも、同著作権が、現在、上記両被告に帰属しないことには争いがない、②　本件楽曲には、Ｂが作曲者ではない楽曲も含まれており、当該楽曲の作曲に係る著作権については、Ｂが権利者でなかったことについて争いがないというものである。

そこで検討すると、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラは、いずれも、現在、本件楽曲の著作権を有することを主張するものではない。しかし、確認の利益は、被告において原告の権利を否認する結果、原告の権利者としての地位に危険、不安定等なんらかの不利益を及ぼすおそれが現に存在する場合であることを要するところ、そのおそれの有無は、被告が、当該権利が自己に帰属する旨主張しているか、第三者の権利であると主張しているかのみによって左右されるものではない（最高裁昭和３０年（オ）第５４５号同３５年３月１１日第二小法廷判決・民集１４巻３号４１８頁）。これを本件に当てはめると、上記両被告の主張は、いずれも、Ｂが本件楽曲の著作権を被告会社ブロスに譲渡

したことを前提としており、これが認められれば、原告は、Ｂから同著作権を相続する前提を失うこととなるのであるから、上記両被告が、原告の権利を否認する結果、原告の権利者の地位に不利益を及ぼすおそれが現に存在しているものというべきである。

また、本件楽曲のうちＢが作曲をしていないものであると被告会社ブロス及び被告会社ウルトラが主張する楽曲について、Ｂがこれらの楽曲の作曲をしていないことを原告が認めているわけではなく、いずれの楽曲においてＢが作曲に係る著作権を取得しておらず、その結果として原告が作曲に係る著作権を相続していないのかに関して、当事者間に争いがあるから、これらの楽曲の作曲に係る著作権についても、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラが原告の権利を否認する結果、原告の権利者の地位に不利益を及ぼすおそれが現に存在しているものといえ、原告が著作権を有することの確認の利益が認められる。

したがって、上記内容の確認の訴えには訴えの利益があると認められる。

３　争点２（原契約がＢの意思に基づくものか否か）について

(1) 被告Ａは、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、平成２４年１２月１日、平成２６年４月１日及び平成３０年１２月１日、原契約のうちＢが客演として参加した楽曲に係る著作権譲渡契約を締結したこと、平成３１年４月１日、令和元年６月１日及び令和２年４月１日、原契約のうちＢ名義の楽曲に係る著作権譲渡契約を締結したことが認められる（上記１）。

この点、原告は、原契約のうち平成３１年４月１日及び令和元年６月１日付けの各著作権契約書（乙３３ないし４４）に存在するＢ名義の署名押印は、被告Ａが偽造したものであり、原契約のうちその余の契約については、契約書も提出されておらず、原契約は、いずれもＢの意思に基づくものではない旨主張する。

(2) そこで検討すると、前提事実(3)、証拠（乙１０１、被告Ａ本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告ＡとＢは、平成２２年に知り合い、平成２３年に

共に「ＢＡＳＩＣ　ＭＵＳＩＣ」を立ち上げたこと、同年１０月、同レーベルから、「ＢＡＳＩ」として初めてのソロアルバムをリリースし、それ以降、被告Ａは、Ｂのソロアーティストとしての活動をプロデュースし、楽曲制作、ライブ・ミュージックビデオ制作、メディア取材、ウェブサイトの整備、その他プロモーション活動を含め、Ｂのマネージメントを全面的に担当していたことが認められる。また、上記証拠等によれば、被告Ａは、Ｂの上記活動に必要となる経費（楽曲制作のためのスタジオレンタル費、レコーディング費、機材費、レコーディングエンジニア及びサポートミュージシャン等の人件費、ＣＤ及びレコード制作・印刷費、デザイン費、ライブを実施するに当たっての会場費、機材レンタル費、カメラマンや出演者等の人件費、プロモーションに係る広告・外注費等）を、被告Ａ個人又は被告会社ブロスとして負担し又は立て替えるなど、Ｂのプロデューサーないしマネージャーとして、時には被告Ａ個人又は被告会社ブロスにおいて金銭的に負担をしつつ、Ｂのアーティスト活動を支えていたことが認められる。

また、被告Ａは、令和２年３月１３日のＬＩＮＥでのやり取りにより、Ｂの楽曲（「空音／相棒・ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ」）の作詞の印税に関する権利処理のための著作権譲渡について、契約書にＢの署名押印をすることをＢから任されたこともあった（上記１、被告Ａ本人）。

このように、Ｂは、自身の楽曲の権利処理を任せるなど、プロデューサーないしマネージャーとして被告Ａを信頼しており、同人と密接な関係にあったことが認められる。

(3) 他方、原契約締結後の著作権使用料の支払についてみると、被告Ａが、平成２４年１２月１日、Ｂの名において、被告会社ウルトラとの間で、「Ｆｕｎｋｙ　ｓａｕｃｅ　ｐｏｔ（副題：ｆｅａｔ．韻シスト）」の著作権譲渡契約を締結すると、被告会社ウルトラからＢに対し、同楽曲の著作権使用料が支払われ（上記１(1)ア、イ）、被告Ａが、平成２６年４月１日に、Ｂの名

において、被告会社ウルトラとの間で、「Ｂｕｔｔｅｒｆｌｙ　Ｌａｄｙ（副題：ｆｅａｔ．ＢＡＳＩ）」の著作権譲渡契約を締結すると、被告会社ウルトラからＢに対し、上記２曲の著作権使用料が支払われ（上記１(1)ウ、エ）、同様に、平成３０年１２月１日に「Ｉ．Ｄ．Ｎ」の著作権譲渡契約が締結されると、被告会社ウルトラからＢに上記３曲の著作権使用料が支払われるようになり（上記１(1)オ、カ）、その後も、被告会社ウルトラからＢ名義の銀行口座に、原契約の内容に沿った著作権使用料が直接振り込まれており（上記１(2)イ、ウ、カないしク））、Ｂも当然にその振込内容を把握していたものと推認される。

そして、上記のとおり支払われた金員が著作権使用料以外の趣旨で支払われたことをうかがわせる事情は認められない。また、Ｂは、令和元年１１月１日、被告Ａに対し、Ｂの楽曲である「愛のままに」のカラオケによる著作権使用料について尋ね、被告Ａから、同曲のカラオケによる著作権使用料については、被告会社ウルトラが著作権管理団体から徴収することになった旨の説明を受けて、「なるほど。了解しました！」と了承しており（上記１）、この事情も考慮すれば、Ｂは、原契約の内容について理解し、被告会社ウルトラから著作権使用料を受け取っていたものと認められる。

(4) 他方、音楽業界においては、楽曲を作詞・作曲したアーティストが、直接ＪＡＳＲＡＣ等の著作権管理事業者と契約を締結するのではなく、アーティストは音楽出版社に著作権を譲渡し、音楽出版社においてＪＡＳＲＡＣ等の著作権管理事業者に著作権を信託譲渡するなどして著作権使用料の徴収等の著作権管理業務を委ねるのが一般的であり（乙３２）、原契約もそのような趣旨で締結されたものと認められるところ、仮に、Ｂが被告会社ウルトラとの間で原契約を締結していなかったとすると、Ｂが自らＪＡＳＲＡＣ等の著作権管理事業者と契約を締結するか、又は、著作権管理事業者を介することなく、自ら、テレビ、カラオケ、音楽配信等によって楽曲を使用する利用者

との間で、個別に著作権使用料について協議をし、使用料を徴収していたことになるが、一件記録を通覧しても、そのような事実は認められない。

(5) 上記のとおり、被告Aは、「ＢＡＳＩＣ　ＭＵＳＩＣ」のレーベル設立時から、Bのプロデューサー兼マネージャーとして、時に自ら金銭的な負担もしつつ、Bのアーティスト活動を支え、Bの楽曲の権利処理も任されるなどしていたこと、Bは、被告会社ウルトラにおいてＪＡＳＲＡＣ等の著作権管理事業者に著作権使用料の徴収等の著作権管理業務を委託し、被告会社ウルトラから著作権使用料を受領していることを理解した上で、被告会社ウルトラから自身の銀行口座に振り込まれる著作権使用料の支払を受けていたものと認められることからすると、Bは、被告Aに対し、楽曲の権利処理を含めて包括的に被告Aにマネージメントを依頼し、被告AにおいてBの名義で契約を締結することをあらかじめ承諾し、被告Aにおいて、日常的にそのような事務処理を行っていたものと認められ、遅くとも、最初に原契約が締結された平成２４年１２月１日の時点において、被告Aに対し、Bの名において、被告会社ウルトラとの間で、著作権を譲渡する旨の原契約を締結することを承諾していたと認められる。

したがって、原契約は、Bの意思に基づくものであったと認められる。

(6) これに対し、原告は、被告Aの供述を前提とすると、被告Aは、個々の原契約が定める著作権使用料について楽曲ごとに定められる取引条件を認識しておらず、被告AがBに対し、個々の原契約が定める著作権使用料について楽曲ごとに個別具体的に説明し、Bから個別に同意を得ていたとは認められないし、また、Bは、被告会社ブロスが関与しない著作物については自ら契約書に署名押印をして著作権譲渡契約を締結することもあったことからすると、Bが被告Aに契約締結を包括的に委任することはあり得ないなどと主張する。

しかし、被告Aが、本件訴訟の本人尋問における供述時において、原契約

が定める著作権使用料の内訳等の取引条件について具体的に記憶していなかったとしても、そのことによって、原契約締結時にＢから契約締結にかかる権限を付与されていたと認められないことにはならない。そして、上記のとおり、Ｂと被告Ａの関係性に加え、Ｂは被告Ａに自身の楽曲の契約関係についてもＢの名義で処理することを承諾していたことからすると、Ｂは、被告Ａに対し、あらかじめ包括的に権限を付与していたものと認められる。また、Ｂが自ら契約書に署名押印をして著作権譲渡契約を締結した楽曲が存在するとしても、上記楽曲は被告会社ブロスが関与しなかったものであるから（甲１０、弁論の全趣旨）、この楽曲についてＢが自ら著作権譲渡契約の契約書に署名押印をしたことは、被告会社ブロスが関与した楽曲について著作権譲渡契約を締結する権限をＢが被告Ａに与えたことと矛盾しない。

原告の上記主張は、採用することができない。その他、原告の主張を検討しても、上記認定及び判断は左右されない。

４　争点３（本件合意及び本件著作権譲渡契約がＢの意思に基づくものか否か）について

(1) 被告Ａは、令和３年１月１日、Ｂの名において、被告会社ブロス及び被告会社ウルトラとの間で、原契約を終了し、本件楽曲を含む合計９３作品の著作権を同日付けで被告会社ブロスに譲渡し、更に被告会社ブロス及び被告会社ウルトラにその著作権を譲渡する旨の本件合意を締結し、被告会社ブロスは、同日、被告会社ウルトラに対し、上記９３作品の著作権を譲渡する旨の本件著作権譲渡契約を締結したことが認められる（上記１）。

この点、原告は、本件合意及び本件著作権譲渡契約に存在するＢ名義の署名押印は、被告Ａによって偽造されたものであり、これらはＢの意思に基づくものではないと主張する。

(2) そこで検討すると、本件合意は、Ｂ自身が被告Ａに対し、著作権使用料の振込先等が間違っているのではないかという趣旨の確認の連絡をし、それを

契機に、著作権使用料の振込先が原契約の当事者が意図するものとは異なっていたことが発覚したため、原契約をいったん終了することとし、原契約の当事者の意図に合うように、すなわち、被告会社ウルトラから被告会社ブロスを介してＢに著作権使用料が支払われるよう、契約を締結し直すこととしたものであり、その認識に沿うよう、被告会社ブロスと被告会社ウルトラとの間で本件著作権譲渡契約が締結されたことが認められる（上記１(4)アないしウ）。

また、本件合意及び本件著作権譲渡契約が締結された、令和３年１月１日以前は、本件楽曲の著作権使用料は、被告会社ウルトラからＢに直接振り込まれていたのに対し、同日以降は、被告会社ウルトラから被告会社ブロスに対し、著作権使用料が振込により支払われていることが認められる（上記１(4)エ、オ）。

(3) このように、Ｂ自身の指摘により、本件合意及び本件著作権譲渡契約の締結に至り、その指摘に沿うように本件楽曲の著作権使用料の振込先が変更されていることに加え、上記２で認定・説示した、Ｂと被告Ａとの間の関係性や、先立つ原契約の締結がＢの意思に基づくものであったと認められることからすると、本件合意及び本件著作権譲渡契約についても、これらが締結された令和３年１月１日の時点で、Ｂは、被告ＡがＢの名においてこれらの合意や契約を成立させることを承諾していたものと認められる。

したがって、本件合意及び本件著作権譲渡契約は、Ｂの意思に基づくものであったと認められる。

５　争点４（利得額）について

(1) 原告は、甲事件において、令和３年１月から令和５年９月までの著作権使用料について被告会社ブロスが不当に利得した金額は、主位的に１３３０万円、予備的に１１８３万７０５８円であると主張し、また乙事件において、令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料について被告会社ウルト

ラが不当に利得した金額は、主位的に２６６０万円、予備的に１９３６万９７３２円であると主張する。

(2) そこで検討すると、令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料として被告会社ウルトラが支払うべき金額は、令和３年３月締めないし令和７年６月締めの著作権使用料明細書記載のとおり、合計１０４４万８１１５円であったことが認められる（上記１(5)ウ）。

他方、被告Ａは、Ｂと被告Ａは、平成２３年頃、初めてのソロアルバムの制作に際し、その制作費等の経費の負担や報酬の分配について話し合い、被告Ａ又は被告会社ブロスが「ＢＡＳＩＣ　ＭＵＳＩＣ」を運営するとともに経費を負担し、その経費を差し引いた残額の利益を、被告Ａ又は被告会社ブロスとＢとの間で折半する旨合意した旨供述しているところ（乙１０１、被告Ａ本人）、先に認定・説示した、Ｂと被告Ａの関係性に鑑みれば、上記合意の内容は不合理とはいえないし、また、Ｂは、平成３１年２月７日、被告Ａに対し、他のアーティストである「Ｒｕｄｅ－α」とのコラボレーション企画に関し、ＬＩＮＥで「他の仕事と同じく、僕のマネージメントお願いします。ライブも制作も客演もすべて●●さんと作って折半と考えてます。」と伝え、上記折半合意に沿う利益分配を提案し、被告Ａによるマネージメントを依頼していたことからすると（上記１）、Ｂと被告Ａとの間で、本件楽曲の著作権使用料を含む利益について、経費を控除した残額を両者で折半する旨の合意が成立していた旨の被告Ａの供述は十分信用することができ、Ｂと被告Ａとの間で上記内容の合意が成立していたと認められる。

(3) そうすると、令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料１０４４万８１１５円のうち、上記合意に基づきＢ（Ｂの死亡後については原告）が取得し得る部分は、上記金額の２分の１に相当する５２２万４０５７円（小数点以下切り捨て）であると認められ、被告らによる弁済が認められない場

合に原告が取得する不当利得返還請求権の金額も、同額となるといえる。

したがって、被告らによる弁済が認められない場合に原告が請求し得る利得額は５２２万４０５７円であり、これに反する原告の主張は、採用することができない。

６　争点５（弁済の有無）について

被告会社ブロスは、Ｂの死亡後、令和３年７月２６日から令和４年２月１日までの間に、原告に対し、合計７６０万円を支払ったことが認められる（上記１(5)イ）。

被告Ａは、上記７６０万円の支払の趣旨について、Ｂの死亡後、その妻である原告の生活を案じて、著作権使用料を先払いした旨供述しており（被告Ａ本人）、上記支払の趣旨について、これに反する証拠はない。また、令和３年１月以前の時期における著作権使用料について、Ｂが取得すべき金額（著作権使用料の２分の１）でＢに支払われていなかったものがあったとは認められない。

そうすると、上記５のとおり、原告は、被告らによる弁済が認められない場合には、令和３年１月から令和７年６月までの著作権使用料に関し５２２万４０５７円の不当利得返還請求権を取得するはずであったと認められるが、被告Ａによる上記弁済が認められることから、弁済以前に発生した不当利得返還請求権が消滅し、上記弁済後の時期の著作権使用料に関しては、原告の損失及び被告らの利得が認められず、不当利得返還請求権がそもそも発生しなかったものと認められる。

７　小括

以上によれば、原契約、本件合意及び本件著作権譲渡契約は、いずれもＢの意思に基づくものと認められ、本件楽曲の著作権は、本件合意及び本件著作権譲渡契約に基づいて、Ｂから被告会社ブロスに、被告会社ブロスから被告会社ウルトラに譲渡されているから、原告がＢから本件楽曲の著作権を相続により取得したとは認められない。

また、原告の被告らに対する不当利得返還請求権は、弁済によって消滅しているから、争点６について判断するまでもなく、理由がない。

第５　結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第２６民事部

裁判長裁判官

水　野　正　則

裁判官

西　尾　太　一

裁判官

横　井　真由美

（別紙）

著作物目録

	JASRAC 作品コード	契約書	作品タイトル
1	242-3953-4	乙 4	Ｉ．Ｄ．Ｎ．
2	725-2348-4	乙 12	愛のままに
3	707-1396-1	乙 7	あなたには
4	710-6329-3	乙 8	雨あがり
5	708-7929-0	乙 5	言う
6	709-0242-9	乙 7	イメージ
7	710-6333-1	乙 8	インターチェンジ
8	709-1531-8	乙 14	笑み
9	710-6326-9	乙 8	終わらない遊び
10	728-8969-1	乙 11	かさぶた
11	710-6332-3	乙 8	キーマカレー
12	708-7928-1	乙 6	希望
13	708-7907-9	乙 5	キムチ
14	708-7909-5	乙 6	クライマックス
15	720-4080-7	乙 13	これだけで十分なのに（ＢＡＳＩ　ＲＥＭＩＸ）
16	717-7545-5	乙 9	スイッチ
17	728-8973-0	乙 12	素顔
18	708-7910-9	乙 6	スタンダード
19	708-7914-1	乙 5	スワロウ
20	708-7916-8	乙 7	タイミング

21	713-6895-7	乙 9	たゆたう
22	708-7919-2	乙 7	チェカマメロディー
23	728-8971-3	乙 12	月ひとつ
24	710-6324-2	乙 8	灯台下暗し
25	708-7934-6	乙 6	届けに
26	710-6331-5	乙 8	にはなるな
27	708-7932-0	乙 6	寝るまで
28	710-6323-4	乙 8	箸づかいのＮＧ
29	710-6328-5	乙 8	果てない
30	717-7547-1	乙 9	花束
31	728-8979-9	乙 11	薔薇
32	728-8975-6	乙 12	普通
33	708-7922-2	乙 5	プラン
34	728-8972-1	乙 11	星を見上げる
35	717-7546-3	乙 9	みたせど
36	708-7931-1	乙 5	耳
37	708-7937-1	乙 6	未来
38	728-8977-2	乙 12	夕暮れ
39	728-8976-4	乙 11	夢の途中
40	708-7938-9	乙 7	夜明け前
41	723-1594-6	乙 10	ＡＮＡＴＡＧＡＩＴＡＮＡＴＳＵ
42	717-7539-1	乙 9	Ｂ－ＢＯＹ　ＬＯＧＩＣ
43	708-7873-1	乙 5	Ｂ．Ａ．Ｓ．Ｉ．
44	708-7874-9	乙 5	Ｂ．Ｄ．Ｃ．
45	708-7875-7	乙 5	ＢＡＴＥＲ

46	708-7876-5	乙 7	BEAUTIFUL
47	717-7540-4	乙 9	BLUE
48	708-7877-3	乙 7	BRAND NEW
49	199-6487-1	乙 3	BUTTERFLY LADY FEAT. BASI
50	708-7878-1	乙 7	CLAP YA HANDS
51	717-7541-2	乙 9	COOL LIKE THAT
52	712-1262-1	乙 9	FALLIN'
53	717-7542-1	乙 9	FIN
54	723-0272-1	乙 10	FLY FLY FLY
55	708-7879-0	乙 6	GARDEN
56	708-7881-1	乙 6	GIRL
57	710-6344-7	乙 8	GO TO MELLOW
58	717-7543-9	乙 9	GOD
59	708-7883-8	乙 7	I MUSIC
60	710-6342-1	乙 8	I NEED
61	708-7885-4	乙 7	IT'S ALL GOOD
62	710-6341-2	乙 8	JULIET
63	723-1553-9	乙 10	JULIET RE EDIT
64	723-0370-1	乙 10	KILL (BASIC)
65	717-7544-7	乙 9	LOVE THE
66	708-7887-1	乙 6	MAKE ME SMILE
67	708-7888-9	乙 6	MOON
68	728-8967-5	乙 11	MYSELF
69	708-7889-7	乙 6	NAME
70	251-5413-3	乙 6	NEXT TO YOU

71	717-6908-1	乙 9	ＮＩＣＥ
72	708-7891-9	乙 7	ＮＯ　ＮＡＭＥ
73	708-7893-5	乙 5	ＯＬＤ　ＳＣＨＯＯＬ
74	723-0338-7	乙 10	ＰＡＩＮ
75	718-8750-4	乙 15	ＰＥＰＰＥＲＭＩＮＴ
76	723-1585-7	乙 10	ＲＡＩＮＹ
77	708-7895-1	乙 7	ＲＡＰＦＵＬＬ　ＤＡＹＳ
78	728-8968-3	乙 12	ＲＥＤ
79	717-8502-7	乙 9	ＲＥＬＡＸ
80	195-7119-4	乙 5	ＲＥＰＥＡＴ
81	708-7899-4	乙 5	ＲＯＣＫ　ＹＯＵ
82	733-0125-6	乙 16	ＳＨＵＲＥ
83	712-8908-9	甲 4	ＳＩＮＧ　ＡＬＯＮＧ
84	717-7570-6	乙 9	ＳＩＮＧ　ＡＬＯＮＧ　ＡＧＡＩＮ
85	710-6339-1	乙 8	ＳＴＡＲ
86	710-6338-2	乙 8	ＳＴＥＥＬＯ
87	710-6335-8	乙 8	ＳＵＮＤＡＹ
88	708-7901-0	乙 5	ＵＭＢＲＥＬＬＡ
89	708-7903-6	乙 6	ＶＯＩＣＥＲＡＴＩＯＮ
90	708-7697-5	乙 7	ＷＥＤＮＥＳＤＡＹ
91	717-7571-4	乙 9	ＷＩＮＴＥＲ
92	723-0367-1	乙 10	ＹＵＤＡＣＨＩ